

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 25 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

I 令和7年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和7年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	40	21	6	13
指導事項	81	53	14	14
検討事項	0	0	0	0
計	121	74	20	27

※「今回措置を講じたもの」については、令和8年2月5日、同月16日及び同月18日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和7年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
高山土木事務所	県の行う建設事業における市町村負担金の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、調定日から最大で1か月以上経過した後に収納されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	本案件は、負担金の収入事務について、岐阜県会計規則及び地方自治法施行令の解釈を十分に理解していなかったことによるものである。 監査結果を受けて、関係職員に対し、調定決議後速やかに納入通知書を発付するよう周知徹底した。 今後は、工務担当とも連携し、内部チェックを確実にを行い、適正な事務処理を行っていく。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
高山工業高等学校	消防用設備等保守点検委託業務に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処	本事案は、消防法についての担当者の理解不足により、点検箇所数の確認を十分行っていなかったこと、また、必要な見積書を徴取

	<p>理されたい。</p> <p>1 予定価格の算定に当たり、点検等の数量を誤ったことにより、設計金額を708,128円とすべきところ、誤って796,216円としていたため、予定価格が過大なものとなったまま業者を決定し、随意契約を締結していた。</p> <p>2 変更契約を締結する際に必要な見積書を徴取していなかった。</p>	<p>していなかったことに関しては、担当者が岐阜県会計規則を十分に理解しておらず、出納員も確認を怠ったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後、契約事務に当たっては、点検等数量を保守点検委託業者に確認するなどして適正な予定価格の積算を行うこと、また、契約時に必要な書類に関して、岐阜県会計規則等関係規定を確認して適正に調製することなどについて事務部内のチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>吉城高等学校</p>	<p>行政財産の目的外使用に係る管理費の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、許可日から最大で6か月以上経過した後に収納されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、本来、当該収入事務を速やかに行うべきところ、様々な事務の繁忙期であったため、他業務の対応に追われ、当該収入事務の処理を後回しにしてしまったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、事務分担を見直し、当該事務の関係職員間での情報共有及び円滑な連携を実施し、あわせて、事務部のみでなく進路支援部でも当該業務の進捗状況の確認を行う。</p> <p>また、調定決議書兼収入金調書の決裁が完了した段階で速やかに納入通知書を発付するよう徹底を図り、適正な事務処理を行っていく。</p>
<p>華陽フロンティア高等学校</p>	<p>令和6年度の高等学校入学金等の収入事務において、現金を収納したときは、その日に指定金融機関等に払い込むべきところ、特別の理由がないにもかかわらず、払込みが収納日の翌日から起算して最大で7日遅延しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、本来、収納した現金については、その日のうちに指定金融機関等に払い込むべきところ、本校では週3回（月、水、金）のみ行う運用としていたこと、及び収納した現金の払込みについて所属内職員の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、現金を一定期間所属に留め置くことのリスクを再認識し、現金を収納したときは、遅滞なく指定金融機関等に払い込むことについて所属内で周知徹底を行い、適正な事務処理を行っていく。</p>

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
養老警察署	外部からの視認を遮断するため、養老警察署がパーテーションを設置した際、強風により倒れたことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として142,120円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>本事案は、強風がもたらす事故のリスクに対して、担当職員が予測を誤ったこと及び十分な注意を払わなかったことにより発生した事故である。</p> <p>当該職員には、幹部による個別指導を行った。</p> <p>また、全署員に対し、強風時における事故防止策について、周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
郡上警察署	郡上警察署駐車場の除雪業務委託及び高鷲警察官駐在所の屋根雪下ろし業務委託に係る支出事務において、契約書に定める業務合計時間数の端数処理に基づき算定された額で請求を受けるべきところ、算定額を誤った請求書を正当なものとして受理し、支払を行ったことにより、3件22,275円の不足額が生じていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、担当者及び委託先ともに契約書に記載の端数処理方法を確認しておらず、委託先が誤った額で請求を行い、当該請求を受けて支払を行っていたことによるものである。</p> <p>監査結果を受け、不足額分について改めて請求書を受理した上で、令和7年12月8日に6,655円、令和7年12月11日に15,620円の支払を行った。</p> <p>今後は、複数職員で契約書及び仕様書の内容のチェックを徹底するとともに、委託先にも周知徹底して再発防止に努める。</p>

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
県産品流通支援課	岐阜駅アクティブG2階東入口ユニバーサルデザイン化に伴う支障移転工事に関する協定に基づく工事負担金の返還に係る収入事務において、精算額の確定日に行うべき調定（1件765,221円）が7日遅延していたので、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、精算額の確定日に調定を起案すべきところ、業務多忙により7日遅延してしまつたものである。</p> <p>監査結果を受けて、今後は、事務担当者並びに管理調整係員及び出納員において、関係規則等を確認して、適正な時期に調定決議書を起案するよう徹底し、再発防止に努める。</p>
	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付先の事業者から借受書を徴していない物品があつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>本事案は、平成20年度に県が岐阜駅周辺施設に設置した案内サイン（6台）について、物品一覧表に貸付物品との登録があるにもかかわらず、貸付先事業者から借受書を徴していなかつたものである。</p>

		<p>監査結果を受けて、当該物品の管理状況を確認したところ、設置場所を管理する事業者へ貸付するものではないことが判明したため、令和8年1月15日に物品一覧表の登録内容を変更し、県が直接管理する物品とした。今後、新たに貸付物品が発生した場合は、必ず借受書を徴することを職員へ周知した。</p>
--	--	---

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
可茂農林事務所	<p>県営ため池等整備事業東山大白地区東山大白ため池工事ほか5件に係る入札事務において、建設工事入札参加資格委員会可茂農林事務所部会要領に定める議事要旨が作成されていないので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、建設工事入札参加資格委員会可茂農林事務所部会要領を十分確認しないまま、前年度に倣い事務処理したため、議事要旨を作成していなかったものである。</p> <p>監査後に同要領を改めて確認し、令和7年7月1日開催の部会以降は議事要旨を作成した。</p> <p>また、同要領を改めて所内へ周知するとともに、あわせて、案件の担当係長が議事要旨を作成することを徹底した。</p> <p>今後も、同要領に基づき適正に事務処理を行い、再発防止に努める。</p>
	<p>物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を3,188,350円として物品登録すべきところ、検査登録手続代行費用23,650円及び納車費用11,000円を含めた3,223,000円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、自動車の物品登録に当たって、取得価格の取扱いについての認識が不足していたことによるものである。</p> <p>指導を受け、令和7年7月15日に取得価格の訂正登録を行った。</p> <p>今後、自動車の物品登録を行う際は、総務課内職員が「総合財務会計システムFAQ・事例検索Web」に記載されている自動車の取得価格の物品登録の取扱いの内容を正しく理解し、再発防止に努める。</p>

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
流域浄水事務所	<p>流域下水道事業会計における固定資産の管理事務において、次の不適正な事項が認められた。固定資産台帳の登録内容が正確でなければ、資産を含む経営状況を的確に把握できず、損益計算における減価償却費等の決算の数値</p>	<p>本事案は、取得する固定資産に対する勘定科目の確認が十分にできていなかったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、地方公営企業財務会計システムの固定資産データを修正するとともに、令和7年度の会計処理として勘定科目の</p>

	<p>にも影響を与えることから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 公共社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）長良川系No.5汚水ポンプ電気設備工事の請負契約により取得した長良川系No.5汚水ポンプ盤及び現場操作盤の仕訳について、勘定科目（目）を処理場用電気設備とすべきところ処理場用機械設備としていた。</p> <p>2 公共社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）各務原浄化センター施設管理台帳システム整備業務の委託契約により取得した処理場施設等台帳及びデスクトップ型パソコンの仕訳について、それぞれ勘定科目（款）無形固定資産（項）ソフトウェア、（款）有形固定資産（項）工具、器具及び備品とすべきところ、（款）有形固定資産（項）機械及び装置としてまとめて登録していた。</p>	<p>修正を行った。なお、減価償却は令和7年度末の処理であることから、上記修正に伴う損益上の影響は生じなかった。</p> <p>また、同年度に取得した他の固定資産についても見直しを行い、登録誤り等のないことを確認した。</p> <p>今後の対策として、現在行っている固定資産台帳への登録時における確認に加え、下記の確認作業を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算時の4月から5月にかけて作成している登録固定資産の一覧表について、年度末の3月までに項目を洗い出し、工務担当者と事務担当者双方で流域下水道事業会計勘定科目表と照らし合わせて確認する。 ・工事委託に伴って取得する固定資産については、設計時と起工時のそれぞれの決裁において、複数人（各担当、係長、課長）の目で、ソフトウェアを含めたその内容を確認する。
--	---	--

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
大垣桜高等学校	<p>現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿に差異が認められたにもかかわらず、現物実査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われず、出納員から所属長に不突合がないものとして報告されていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、出納員及び担当者が、「物品の現物実査実施要領」で定められている事務手続を十分に理解していなかったことに加え、所属内のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>監査結果を踏まえ、関係職員で当該要領を再確認し指導事項を改善した上で、令和7年度の現物実査を実施した。</p> <p>今後も、同要領に基づき適切な事務処理を行い、必ず複数人で確認するなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
高山工業高等学校	<p>不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたのので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、授業実習で加工した際に発生した被覆銅線について、本来、経済的価値を有するものとして認識し、収入事務を行うべきところ、被覆が切れたり剥がれたりして形状が変化</p>

		<p>し、そのもの自体としては本来の価値を失ったことから、古紙、古新聞、空缶等と同様の事務処理を行うものと誤認していたものである。</p> <p>監査結果を受けて、岐阜県会計規則等関係規定を再確認し、適正な収入事務を行うよう担当者等に周知した。</p> <p>今後は、担当者、会計員及び出納員の複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
	<p>物品の現物実査要領に基づく令和6年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現物実査実施計画書において、実査担当者の指定がされていないものがあった。</p> <p>2 現物実査実施確認書において、現物確認日及び現物確認者氏名の記載がないものがあった。</p>	<p>本事案は、出納員及び担当者が「物品の現物実査実施要領」で定められている事務手続を十分に理解していなかったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、同要領で示す現物実査の手順について、関係職員に再確認を行った。</p> <p>今後は、実査担当者から現物実査結果に係る報告書類が提出された時に、出納員及び担当者で記載内容について確認を行い、再発防止に努める。</p>
<p>華陽フロンティア高等学校</p>	<p>華陽フロンティア高等学校新校舎建設に伴う生徒用デスク等の購入に係る契約事務において、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）に該当する契約であるにもかかわらず、落札者の公示等必要な手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、担当者及び上席者の認識不足により、特定調達契約に基づく事務手続を行っていないことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、令和7年12月24日に落札者の公示の手続を行うとともに、特定調達契約の事務手続について所属内で周知徹底を図り、適正な事務処理を行っていく。</p>
<p>岐阜盲学校</p>	<p>前年度の教師用教科書の価格誤記載に伴う返還金に係る収入事務において、収入科目を（目）雑入とすべきところ、（目）過年度収入としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、当該返還金の収入科目について疑義があったため、経理主管課（教育財務課）に確認した結果に基づき収入事務を行ったことによるものである。</p> <p>監査結果を受けて、関係職員において岐阜県会計規則だけではなく総合財務会計システムFAQについても確認し、収入事務における適正な収入科目の理解の徹底を図った。</p> <p>今後は、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>

	<p>防犯カメラの管理・運用事務において、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知に基づき、適切に管理すべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 1か月ごとの現物の確認がされていなかった。</p> <p>2 防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名の表示を行うべきところ、当該表示が行われていないものがあつた。</p>	<p>本事案は、「学校に設置している防犯カメラについて」の通知及び本校で定めている「防犯カメラの設置及び運用に関する規程」を十分理解していなかったことが原因であつた。</p> <p>このため、同通知等を関係職員で再確認し、令和7年9月17日に防犯カメラの作動確認を行い、利用記録簿に実績を記載するとともに、防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の職名を表示した。</p> <p>今後は、毎月の防犯カメラ作動確認後、利用記録簿への1か月ごとの記載を徹底する。</p>
--	---	---

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜羽島警察署	<p>岐阜羽島警察署大会議室照明設備改修工事に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、契約保証金（金銭的保証）を必要としない工事であるにもかかわらず、契約保証費を計上したことにより、設計金額を2,429,900円とすべきところ、誤って2,431,000円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、予定価格の積算について、担当者の理解が不足していたこと、及び積算に当たって、設計金額に応じて自動的に契約保証費が計上されてしまうシステムを使用したことによるものである。</p> <p>令和7年4月1日から当該システムを見直し、適正に設計金額が算出されるよう事務処理方法の改善を図った。</p> <p>加えて、岐阜県営繕工事積算基準等の内容を十分に理解し、今後も引き続き適正な処理に努める。</p>
山県警察署	<p>山県警察署照明器具改修工事に係る契約事務において、予定価格の算定に当たり、契約保証金（金銭的保証）を必要としない工事であるにもかかわらず、契約保証費を計上したことにより、設計金額を2,487,100円とすべきところ、誤って2,488,200円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本事案は、予定価格の積算について、担当者の理解が不足していたこと、及び積算に当たって、設計金額に応じて自動的に契約保証費が計上されてしまうシステムを使用したことによるものである。</p> <p>令和7年4月1日から当該システムを見直し、適正に設計金額が算出されるよう事務処理方法の改善を図った。</p> <p>加えて、岐阜県営繕工事積算基準等の内容を十分に理解し、今後も引き続き適正な処理に努める。</p>
郡上警察署	<p>郡上警察署事務室照明設備改修工事に係る支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ</p>	<p>本事案は、担当者が契約及び歳出に関する手続を十分に理解しておらず、また、所属内における牽制が十分に働いていなかったこと</p>

	<p>ろ、契約締結前に見積合わせのため徴取した見積書の日付を支出負担行為整理日としていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>によるものである。</p> <p>監査結果を受けて、支出負担行為の整理時期について、岐阜県会計規則別表1の内容を会計課全員で確認した。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則等関係規程に基づいた事務が行われているかについて、複数職員によるチェック及び牽制を行い、適正な事務処理に努める。</p>
--	--	---